

1 改正の理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 6 3 号）により、行政手続法が令和 8 年 5 月 2 1 日に一部改正され、改正後の行政手続法第 1 5 条において、聴聞を行う際に不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における公示の方法が改められたため、埼玉西部消防組合行政手続条例においても同様な方法で公示が行えるよう、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

公示の方法を次の 3 形態に改めるものである。

- (1) 総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法
（インターネットを通じて閲覧できる状態に置く（新設））
- (2) 公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示する方法
（従来と同様）
- (3) 公示事項を事務所に設置した電子計算機の映像面に表示し、閲覧をすることができる状態に置く方法
（事務所に設置したパソコンの画面上で公示事項を閲覧できるようにすること。インターネットを通じて閲覧できない者への代替措置（新設））

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、構成市においても同様の条例の改正を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

- (1) デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 6 3 号）
- (2) 行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和 7 年総務省令第 1 0 3 号）

6 条例制定による予算措置
なし

7 添付資料
新旧対照表